

薬事法施行令第八十条第二項第七号八の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件 新旧対照表

○薬事法施行令第八十条第二項第七号八の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第四百三十号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）別表第一の1から326まで、1066、1067、1069、1072及び1079に掲げる高度管理医療機器	薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）別表第一の1から326まで、1066、1067、1069及び1072に掲げる高度管理医療機器